

検討会に関連して寄せられた意見等

6月29日の第4回検討会開催後に寄せられた被災者生活再建支援制度に関する意見・要望等の概要は以下のとおり。

【阪神・淡路まちづくり支援機構】

「新潟県中越沖地震に関する緊急提言」

- ・適用要件の緩和、手続きの簡素化、住宅本体の再建・補修・建設費用への直接給付などを行い、今回の地震に遡及適用すべき

【兵庫県震災復興研究センター】

「新潟県中越沖地震被災者の生活・住宅再建に関する緊急6項目提案」

- ・国・自治体は「被災者の窮状を救う」という使命を認識して責務の遂行を

【全国町村会長】

「平成19年新潟県中越沖地震」に関する緊急要望」

- ・被災者生活再建支援法の適用基準の緩和等
- ・居住安定支援制度を拡充すること

【兵庫県】

「被災者生活再建支援制度に関する緊急提言」

- ・住宅本体の建築費、補修費を支給対象とすること
- ・全壊家屋の補修を支給対象とすること
- ・自然災害の規模にかかわらず支援法を適用すること
- ・年齢・年収要件等を緩和すること

【新潟県知事】

「平成19年（2007年）新潟県中越沖地震に関する緊急要望書」

- ・生活再建支援制度の運用の弾力化について

【日本弁護士連合会】

「被災者生活再建支援法改正についての追加意見書」

- ・改正法を2007年3月1日以降に発生した自然災害に対して遡及的に適用すべき